## 裁判の效力

教授中 村 宗 雄

が行(はれ、 (三) 「法律」とは、その実質的意義に於て一切の「法令」を意味すると共に、 専ら問題となる処のものは、「実体法」であ「法律」とは、その実質的意義に於て一切の「法令」を意味すると共に、 専ら問題となる処のものは、「実体法」であ 裁判に於けると同一であるわけであるが、爰には、專ら民事裁判を中心として議論を進めることとする。又、この場合、 判決に「法令ノ適用」を示すべき旨が明示せられ(O條 | 項) | 從て刑事裁判も、その法律との関係に付ては、総べて民事 実及争点」に続き、判決に記載を要求する「理由」とは、「法律上の理由」に外ならなら(民訴一九)(三) 蓋し裁判が、手続法 法律に依拠して爲されべきものとする。その故に判決に付ては、所謂、「理由具備の原則」(Postulat der) 判決は、総べて法律上の理由を具備すべきことを要請せられる。民事訴訟法が、判決の記載事項として「事 (訴訟法)の規定に從ひて爲されべきことは当然であり、問題は、裁判の內容と実体法との関

- 係に存するが故である。
- (1) 拙著、民事訴訟法原理第一卷四六一頁以下参照。(11) Jonas-Pohle, ZPO, Bd, I. zn \$ 313, II.
- 定せられてゐるが、「罪刑法定主義」に関する議論も、亦、之れに関聯する。 裁判と法律との関係は、従來、憲法論に於て明治憲法第五十七條に謂ふ「法律」の意味を繞りて論じられた。 刑法論の分野に限

に於て、法律の解釈・適用を以て裁判の全貌と做すパンデクテン法学者の概念法学的裁判理論から蟬脫してゐない。 を蒙つたのである(点後述。)。しかしそれにも拘らず、現在にても、この問題に関する実体法学者の考へ方は、その根本 唱する自由法学の影響に因り、著しくその修正を余儀なくせられ、又、訴訟法学、一般法学の立場からも深酷なる批判 要件を小前提(Untersatz)と爲す結論が、裁判の主文に外ならない、と謂ふ槪念法学的裁判理論がそれである。 之れを求めなければならない。パンデクテン法学は、正に斯かる見解の下に、法規範体系の完結性 (Geschlossenheit) を想定し、「実体法の適用」、即ち「裁判」と做した。即ち実体法を大前提 (Obersatz)とし、判決せらるべき事案の構成 斯くて裁判が、法律に依拠すべきものとせられる限り、裁判の有つ効力は、その発源を法律(実体法) 法の解釈・適用の論理として、実体法学者に依り引継がれたのであるが、その後に至り、法の自由探究を提 にまで遡つて との考

る根本的批判が、訴訟法学の一角より挙げられた。それは近世訴訟法学の鼻祖と称せられるオスカー・フォン・ビュー 故に、法律の解釈。適用、卽ち裁判といふ結論には到達し得ない。との点に関する、パンデクテン法学者の見解に対す ロー(Osker von Bülow) に依つてである。 素より裁判は、法律に依拠する。又、依拠しなければならない。それは憲法の保障する処である。しかしそれなるが

裁判の論理構造に関しては、拙著、「民事訴訟法」下卷二〇三頁以下参照。

序の計画若くは單なる草案に止まる」といひ、又、「法律は、法秩序を実現すべき準備、若くはその試みに過ぎない」と 以て、唯單に実体法の有権的宣言と看る立場に於て、「実体法の適用」といひ、実体法が直ちに具体的事件を規律するか の如くに考へてゐたととに対し、徹底的批判を加へ、その結論として、 或は実体法は、「將來に於て希望せらる」法秩 彼の見解は必ずしも明快でない。彼はパンデクテン法学末期の頃の法学者として、從來、パンデクテン法学者が判決を 彼ビューローの思想は、時代を経て発展し來つたが爲め、眞意の捕捉に苦しむ処があり、殊に初期の著書に依りては、

するが如く、判決が、單に実体法の解釈・適用に止まるものでないととを明かにした。 判決が之れを規律するとの見解の下に、判決に法創定力 (Rechtserzeugende Kraft)を認め、パンデクテン法学者の主張 称する。斯くて彼は、抽象的規範たる実体法は、その儘、直ちに具体的事件を規律し得るものでなく、具体的事件は、(二)

- (1) Bülow, O., Gesetz und Richteranit, 1873. S, 3,
- (1) a.a. O. S. 41.
- (三) 拙稿、「確定判決の旣判力」(早稻田法学第一九卷所載)二一頁以下参照。

でないことを明かにした。 デクテン法学の系統を牽ける私法実体法学者のいふが如く、裁判が單なる「法律の解釈・適用」によつて成立するもの 容たる具体的規範に個別化せられる過程に於て、裁判官の裁量の余地の存することを認むる。斯くて純粹法学は、パン ルゼン (Hans Kelsen)は、この法段階説を取入れて純粹法学の体系を構成した。卽ちケルゼンは、判決を以て当事者 間に妥当する具体的法規範なりとし、それは抽象的規範たる実体法に依拠するも、抽象的規範たる実体法が、判決の内 彼の学說は、後年に於けるメルクル(Adolf Merkl)の法段階說(Rechtsstufentheorie)の萠芽を爲すものであり、ケ

- (一) 拙稿、前掲「確定判決の旣判力」二二頁。
- 尚、純粋法学の立場に於て、裁判が必ずしも法律に依拠するものでかいことを明かにしたものとして、横田喜三郎氏、「裁判と法律」 (法学協会五十周年記念論文集第一部所載)。 Kelsen, H., Reine Rechtslehre, 1934. S. 79 ff. 90 ff. 横田喜三郎氏訳、ケルセン純粹法学、一二五頁以下、一四二頁以下、

ઢે し、解釈に依るその補塡を主張するのであつて、或はそれを称して「裁判官立法」(richterliche Gesetzgebung) 侚叉、自由法学派も、パンデクテン法学の裁判理論を粉碎した。との学派は、法の欠陷(Lücken im Becht) との学派の主張は、 法規範の論理的完結性(logische Geschlossenheit des Rechts)をその体系構造に於ける前提と ともい を肯認

判の效力

法学と妥協し、その傘下に於て解釈理論として発展したのであるが、との学派も、 爲す概念法学と、方法論的に著しく乖離し、或る意味に於ては対蹠的地位に在る。 亦 しかし結局、それは方法論的 裁判が單なる法律の解釈 K 概念

に止まるものでないことを明かにしたのである。

学も、訴訟法学も、裁判に関聯して理論的矛盾と曖昧とを招來してゐる。 てゐない。否、部分的には、全く無反省に実体法の解釈・適用、卽ち裁判と做す裁判理論の上に立ち、その故に実体法 ら批判し、攻撃せられた。しかしその批判に対する反省は、実体法学の理論にも、 斯くして、裁判を「実体法の解釈・適用」として理解する概念法学的裁判理論は、今日迄、 叉、訴訟法学の理論にも充分反映し 種々なる立場と角度とか

は **惟ふにとの問題の関聯する処は 極めて廣汎であり、 その全般に亘る檢討は、** 数判の効力を中心課題と爲し、以下に<br />
卑見を開陳するであらう。 小稿の克く爲し得る処ではない。

裁判は、

(実体法)に依拠して爲されるのであるから、

その効力は、実体法に淵源する。

しかし実体法が、

法権は、「裁判」並に「執行」の形式を以て、國家が之れを営爲する。されば裁判の有つ効力は、 規範(Rechtsnorm)は、その不遵守に対し外部的・実力的强制の可能なる処に他の社会規範と本質的相違を有つ。 ることは明かである。而してとの司法権は、 てとの法規範の外部的・実力的强制は、現代の法治國家機構に於ては、司法権の名の下に國家の手に收められ、 を有たないのであつて、 の有つ効力の唯一の淵源ではない。規範は、自然界の因果律(Kausalgesetz)と異なり、それ自身に規範内容の充足性 法律 それは「当為の法則」(Sollgesetz)として、受規範者の自発的なる遵守を要請する。しかし法 訴訟法規に從ひて行使せられるのであるから、結局に於て裁判の効力は、 國家司法権にも淵源す との司 而し

実体法と訴訟法との両者に淵源するものといはなければならない。從て裁判の効力は、実体法並に訴訟法の両側面 は訴訟法にのみ傾く。其処に方法論的欠陷が在る。(一) 之れを考察しなければ、その正しき理論的把握は不可能である。然るに從來の理論と学説とは、或は実体法に偏し、 から 或

ととを論証した。それが拙稿、「訴と請求の意義並にその相関々係」 I、I、(早稻田法学第一七・一八卷所載)である。又、同じき 私法的並に訴訟的一元観の方法論的欠陷を指摘し、訴訟現象の正しき把握の爲めには、実体法・訴訟法対立二元観でなければならぬ があり、從てその学説に矛盾・撞著を生じてゐる。私は、訴訟に於ける最も基本的観念たる「訴」と「請求」とを中心課題として、 付き、兎角、実体法の側面のみを収上げ(私法的一元観)、若くは訴訟法の側面にのみ偏する(訴訟法的一元観)。其処に方法論的欠陷 は、実体法竝に訴訟法の両側面よりの考察を必要とするのであるが(実体法・訴訟法対立二元銭)、從來の学説は、その理論の構造に 意義並にその相関々係1 早稻田法学第一七卷八三頁。同上Ⅱ、同第一八卷一七五頁等)。されば総べて訴訟現象の全き把握の爲めに 法と訴訟法との接触面であり、且つ又、その融合点を爲してゐる(拙著、訴訟法学の体系と訴訟改革理論、三頁。拙稿、訴と請求の 立場に於て列決の旣判力を取扱へるものに、拙稿、「確定判決の旣判力----その意義並に本質」(早稻田法学第一九卷所載)がある。 このことは、独り「裁判」のみに限らない。経験的事実としての「訴訟」そのものが、旣に他の機会に再三述べたが如く、實体

訟の目的」たる実体法上の権利若くは法律関係に付き「法創定力」(Rechtserzeugende Kraft)と「法確定力」(Rechtfest-判規範」たる二重の性格と構造とを有つことに基く。(三) stellende Kraft)とを有つ。それは判決の依拠する実体法が、一面に於て「社会規範」たると同時に、他面に於て「裁 專ら確定判決が「訴訟の目的」たる実体法上の権利若くは法律関係に付き生ずる効力に関していふ。総べて判決は「訴 裁判は、 訴訟手続の内外に亘り、叉、実体法並に訴訟法の両面に及むで、種々なる効力を有つのであるが、爰には、

- (一) 揺稿前掲、「確定判決の旣判力」(早稻円法学第一九卷)五八頁註三零照
- 活不干渉の立場を執れる第十九世紀の自由主義國家機構の下に於ては、実体法規範は、 実体法規範が、社会規範たると同時に裁判規範たる二重の性格と構造とを有つことは、 概して社会規範としての機能を以 制度的・沿革的所與である。 てその中心

揚するに至つた。裁判の效力に関する理論も、斯かる時代的変遷を考慮に置かなければならない。法の重層構造に関する法理的說明 済機構の高度化に伴ふ國家権力の國民私生活への介入が、その程度を昻めるに從ひ、実体法は、その裁判規範としての機能を逐次高 に付ては、尾高朝雄氏、「実定法秩序論」六二頁以下。同氏、「改訂法哲学」二三九頁以下参照。 と爲した。從て從來の自由主義的私法学も、亦、実体法を社会規範として理解し、その理論を構造したのである。

には、「設権的效力」ともいふ。 の判決による権利関係の形成に於て示されるのであつて、之れに因り新たに権利を発生せしむることもある。との場合 して、当該事件を規律すべき具体的・個別的法規範を判決の形式を以て創定する。卽ち判決の有つ「法創定力」は、そして、当該事件を規律すべき具体的・個別的法規範を判決の形式を以て創定する。卽ち判決の有つ「法創定力」は、そ である。詳言すれば、実体法規範は、裁判規範としての機能を有つが故に、裁判所は、との裁判規範たる実体法に依拠 実体法の内容を爲す抽象的・一般的規範の個別化に依り、具体的・個別的法規範が、判決の形式に於て創定せられるの 解釈・適用が行はれるのであるが、抽象的・一般的規範たる実体法が、具体的事件にその儘適用せられるものではない。 先づ判決の有つ「法創定力」に付て述ぶる。判決は実体法に依拠するのであるから、その成立過程に於て、実体法の

- (1) 拙稿前掲、「確定判決の旣判力」(早稻田法学第十九卷) 五七頁参照。
- (三) 中島判事が、その著「裁判の創造性原理」に於て主張せられる裁判の創造性は、爰に謂ふ裁判の法創定力のことではない。氏は、 拙稿、「裁判の合理性と非合理性」(齋藤博士還曆祝賀記念論文集所載)のうち、氏の学説紹介並に批判の項参照。 意味に於て裁判の創造性原理なるものを提唱せられた。氏の主張に対する卑見に付ては、拙著、前掲、「訴訟法学の体系」三頁以下、 り(同書三六四頁以下殊に三八一頁)、叉、法規の適用は、実は裁判官の爲す具体法の原始的創造に外ならない(同二一五頁)といふ 裁判官の事実認定は、多くの場合、明証感なくして行はるゝ判断なるが故に、それは「眞実の発見」ではなくして「事実の創造」であ

的事案に付きその事案を規律すべき具体的・個別的規範として関係者に意識せられるものといはなければならぬ。 自律的遵守の意識を背景として成立するものであるから、社会規範は單なる抽象的一般的規範としてのみならす、具体 更に又、 判決の依拠する実体法は、 他面に於て社会規範たる性格を有つ。然るに社会規範は、 それに対する社会人の

有ち、 れを有権的に宣言するものと看られる。 社会規範としての具体的・個別的なる実体法規範は、 其処に「法確定力」がある。 即ち判決は、 判決前に、 との面に於て法確認的乃至は法宣言的(Deklaratorische) 既に関係者の意識裡に存在し、 判決は、 理念としてそ

間 異別の效力ではなくして、 確認並に創設判決の三類型を存するのであるが、その孰れの類型に属する判決も、 ことを得ない。又、との「法創定力」と「法確定力」とは、総べての判決の有つ処の效力である。 である。 的たる権利若くは法律関係に付き、以上述べた「法創定力」と「法確定力」とを有つ。 斯くて実体法が、 とれ等效力の具体的顯現の形態とその程度を異にするに過ぎない。 從つてとの両者は相関的関係に在ると共に、それは一種の段階的区別であつて、その間に本質的区別を認むる 社会規範たると同時に裁判規範たる二重の性格と構造とを有つ限り、 判決が訴訟の目的たる権利若くは法律関係に付き生ずる一つの效力の両側面に外ならないの 総べてとの両效力を伴ひ、 而 かもとの両者は、 総べて判決は、 即ち判決には、給付、 当該訴 判決の有 唯 訟 0 首 ゥ

わる。 付判決は執行力に、確認判決は確定力に、又、創設判決は創設力に、それぞれ裁判の效力の重点を置くものとせられて 並 以上、「法創定力」と『法確定力」との区分は、 K 具体的なる訴訟営爲に於ける判決の效力を、実体法の面に於けるその作用上の差異に基いて、「執行力」、「確定力」 「創設力」に分つ(於て「旣判力」を認める) との区分は、 裁判の效力の本質的考察に基くのであるが、 訴並に判決の三類型 (給付、 確認並に創設)に照應し、給 現在の訴訟制度と理

これ等 判決の效力に関する基本的研究に関しては、 拙著、「民事訴訟法」下卷三三六頁以下。

一面より爲されたものであるから、 斯くて現在の裁判效力論は、 專 らこの区分に基きその理論を展開してゐる。 かかる区分に則れる数判效力論が、実体法と訴訟法との融合に於て成立する裁判 しかしとの区分は、 前述 0 如く実体法

裁判

の效

力

·Ł

效力を充分に把握し得ないのは素より当然である。又、 その故に從來の裁判效力論には、 理論に盡さないものがある。

以下に逐次述ぶるであらう。

從ひ履行しなければ、判決内容は実現せられないが故に、給付判決には、その自発的履行なき場合の爲め强制力を必要 設力に依り権利保護の目的を達成するのであるが、給付判決は、命令判決であつて、被告が自発的にその命令の趣旨に とするのである。との故に給付判決に限り、「執行力」が付與せられる。 先づ、「執行力」であるが、執行力は、給付判決のみ之れを有つ。蓋し確認並に創設判決は、判決の有つ確定力又は創

依りて付與せられるのであるから、それは判決の設権的效力によるものと看なければならない。要するに前述せる判決 の有つ法創定力に基くのである。 强制力を與へ、 その故に給付判決は執行力を有つのである。 尤もこの執行力は、 結局に於て、 訴訟の目的たる請求権 (債権)に付與せられること」なるのであるが、しかしそれは債権自体の效力に依るのではなく、判決(給付判決)に 給付判決の有つこの「執行力」は、國家司法権に淵源する。卽ち國家司法権は、給付判決の內容たる命令裁判に対し

のもその故である。
の「になては、執行力は債権の有つ属性でなければならない。 て裁判所に対する强制履行請求権を規定するのも(條一項)、かかる考へ方に基く。惟ふに債権の自力執行を認むる法制 伴ふとの構想の下に、債権自体に强制力の内在を認め、との强制力を以て執行力の淵源と看る。民法が、債権の效力とし 然るに実体法学者は、この執行力を債権の效力に遡らしむる。卽ち債権(Obligation)は原則的に責任 (Haftung) を ローマ法に於て「債務」と「責任」との区別のなかつた

# 石田文次郎氏、「財産法に於ける動的理論」三一四頁以下参照。

委せられたのである。 有つ强制力の実行に外ならない。 早期ローマ法の時代に於ては、ユーデツクスの爲す判決は仲裁判断の性質を有ち、 かかる法制の下に於ては、実体法は社会規範たる機能がその全部であり、 その判決内容の実現は、債権者の自力執行に 判決に依る强制執行は、 即ち債権

施すべきかは、國家が之れを決定し、債権あれば、必ず債権者に於てその執行が可能なものではない。 債権の実存を以てその不可欠の要件と爲すのであるが、 者の申立に因り强制執行を爲すのである。 する强制力に淵源するものではなく、 それ自体强制力を有たないと看るべきである。 國家の手に收められてゐる。 下に於ては、給付判決の有つ執行力は、債権の效力ではなくして、前述の如く國家司法権が給付判決中の命令裁判に対し かし現代法治國家機構の下、債権者の自力執行は、 國家は給付判決に依り、被告たる債務者に債務の履行を命じ(命令判決)、更にその命に從はない場合、 即ち判決に依りて生ずる效力(設権的效力)と看なければならぬ。 從て現在にては、 國家司法権に依り付與せられるものと謂はなければならぬ。 而してとの强制執行を爲すには、 然らば給付判決の有つ執行力は、実体法学者の考ふるが如く債権に內在 債権は畢竟するに相手方の行爲・不行爲を要求する請求権たるに止まり、 総べて禁止せられ、强制執行権は、 しかし如何なる場合、 債権者の申立を待ち、 如何なる要件と形式の下に强制執行を実 司法権行使の一場合として 且つ叉、 之れを訴訟に付てい されば現代法制 執行すべき

### 7L

付與した效力、

效力を伴はないが故に、との権利関係の形成といふ点に、創設判決を他の類型の判決より区別すべき特異性があるとせ なる権利関係を発生せしめ、若くは旣存の権利関係を変更・消滅せしむる。 次に創設判決(形成判決) には、 権利関係を形成する「創設力」(権利形成力)ありと謂はれる。 然るに他の給付並に確認判決には、 即ち判決に依り新た かかる

裁

判

O

效 カ

裁 判 O 效

られてゐる。

創設判決の有つ権利形成力の淵源である。卽ち具体的にいへば、創設の訴の「訴訟の目的」が如何なる権利であるかと 設判決は、判決の内容として権利関係を形成せしむる処に、他の類型の判決と制度的に区別せられるのである。問題は、 力を有ち、その爲め創設判決と確認判決との限界が曖昧ならしめられてゐる。との点、後述するであらう。要するに創 は、その間に区別を設け得る程度に性質上の差異が存する。然るに確認判決は、或る程度、創設判決と同じき権利形成 種に外ならない。而して給付判決の有つ「執行力」は、同じく法創定力の一種であるが、創設判決の有つ権利形成力と しかし前述の如く、総べて判決には法創定力が存するのであつて、爰に謂ふ創設判決の権利形成力も、法創定力の

る形成権」なりとする説(ヘルウイック)と、國家に対する形成要求権なりとする説(シュクイン)とである。之れに(一) 創設の訴に於ける「訴訟の目的」に付ては、過去に於て二学說が対立した。卽ちそれを以て「裁判上行使を必要とす

の問題であるが、との点に付き、從來の学説はその省察が充分でなかつた。

関し、私は拙著、民事訴訟法原理第一卷に於て、大要、次の如くに述べた。(ニ) 惟ふに創設の訴に於ては、判決に依り、直接、新たなる権利関係が形成せられるのであつて、本質的に多分の公法

的色彩を帶びるととは事実であるが、その私法的色彩あることも無視することは出來ぬ。卽ちとの訴の類型には、他

る。從てとの訴の「訴訟の目的」たる権利には、私権の性格を帶ぶるものと、公権たるの性格を有つものと存すると かもその判決の設権的效力を必要とする程度が、 事件の種類、 関係法規の構成上、 必ずしも同一でなく、 高下があ の類型の訴に於けるよりも、高度に判決の設権的效力に依拠しなければならぬ事件が属せしめられるのであつて、而

詳言すれば私法上の形成権は、権利者がその権利を行ふに付き必要なる條件の具備したりと認むるとき、 権利者の

とが考へられる。

権の る種 成権の行使せらる」ことを防止する。 並にその行使條件の具備を認定するならば、 **單独行為にて適当の方法に依りそれを行使し、** 行使をば訴訟の方法に依らしむることも制度的に可能である。との場合、 解除権の行使に付き裁判所の許可を必要とする旨を規定したるが如きその適例であるが、 )形成権( の行使に國家機関、 殊に裁判所が関與すべきことを規定する。 との場合の訴が創設の訴の類型に屬することはいふ迄もなく、 判決を以て当該形成権行使の效果を得せしむるものとし、 國家は、 直接とれに関與しないのであるが、 例之、 裁判所が原告の主張する形成権の存在 借地借家臨時処理法第六條が、 法律は、 更に一歩を進め、 而してその訴訟 特殊の場合、 以て不当に形 形成 地 或

目的は、

判決の形式を以てその行使に國家の関與を必要とする「私法上の形成権」に外ならぬ。

限り、 非ざること明瞭である。 (公法上の形成要求権)。 に依り、 而してその場合の権利変更は、 かし國家は、 司法、 國家は、 國家が既存の権利関係を変更する場合、それが民事訴訟とせらる」限り、 行政の各國家行為に依り得るも、 当事者に対し、訴に依り所定法律上の效果の形成を求むるの権利を與へしものと看ること 更に進むでその意思に基き、 然らばこの場合に於ける訴訟の目的は、 併しながらその法律上の效果の形成が、 國家の意思に基くのであるが故に、 兹に問題となるのは、 その主権下にある旣存の権利関係を変更し得る。 原告の有するこの「公法上の形成要求権」に外なら 不告不理の原則に立つ裁判の形式に拠らしめらる。 司法行爲中、 原告の有する私法上の権利を行使した結果に 特に裁判行為であつて、 その訴は創設の訴であらねばなら 而してその変更は、 裁判行為 出

- その詳細に付ては、指稿前掲「訴と請求」Ⅱ (早稻田法学第一八卷) 一〇五頁以下参照。
- (二) 拙著前揭原理一卷四〇一頁以下。

裁

判

0

效

力

ないのである。

然るに我が 國 0 民事訴訟法学者は、 概して創設の訴の「訴訟の目的」を以て、 「裁判上行使を必要とする形成権」と

做すもの」如くである。この見解に從ふならば、創設判決の有つ権利形成力は、專ら之れを「訴訟の目的」たる私法上(一) の形成権の效力に帰せしめなければならない。素より創設の訴に属せしめらる~事件には、かく解して然るべきものが 手方を離婚すると看るのが、事の眞相に適せる考察態度であらう。 例へば離婚の訴の如き卽ちそれであつて、現行法制上、当事者はその一方行爲に因り婚姻関係を解消せしめ しかし離婚判決に依る婚姻関係の解消は、 國家が離婚せしむるのではなくして、訴訟手段により当事者が相

例、加藤博士、「民事訴訟法要論」三三九頁。細野博士、「民事訴訟法要義」三卷六九頁以下。山田博士、「日本民事訴訟法」一卷一

若くは行政権力の行使に依る旣存の権利関係の変更と、私法上の形成権の行使に因り、私人たる権利者がその一方的行 解したり、又、無理な解釈、歪められた理論に陷らざるを得ない。 との訴を考察し、その訴訟の目的を、凡べて「裁判上行使を必要とする形成権」と解したのでは、勢ひ條文の規定を曲 つて、この訴の利用せらるべき範囲は、公法・私法の両方面に跨り相当に廣汎である。然るに專ら私法理論の立場から 爲を以て旣存の権利関係を変更せしめ得る場合との中間を満たし、「裁判」に因り旣存の権利関係を変更せしむるのであ かし創設の訴に属する総べての事件を、とのやらに解するととはできない。前述せし如く創設の訴は、 國家の立法

に、 條文に、「各当事者、 其戶主、 親族又ハ檢事ヨリ其(婚姻ノ)取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」 (部民七四四條) 、の親族であるかも知れぬク なるが故に、その者の爲した婚姻の取消権ありとすることは、対等人格者間の法律関係として場合に依りては晉信不通) なるが故に、その者の爲した婚姻の取消権ありとすることは、対等人格者間の法律関係として 姻当事者を相手方とする権利と做してゐる。それは絛文の解釈として妥当を欠くのみならず、或る者の戸主 又 は 明かに裁判所、 即ち國家に対する取消要求権として規定してゐるにも拘らず、之れを婚姻取消権と称し、 族

例へば婚姻の取消に付て看る。民法学者は、民法の規定する権利の相手方は、常に私法的人格者であるとの建前の下

國家司法権の発動たる判決の設権的效力に依りて生すると解するのが、事の眞相に適ふものと考へる。民法学者の見解(三) 到底承認し難い処である。戸主であり、親族なるが故に、裁判所にその取消を請求する権利を有し、その取消は、 専ら

は、條文を無視し、强ひてそれを私法的人格者相互間の法律関係として理解せんとする処に根本的誤謬を有つ。

- (一) 外岡教授、「增訂親族法」三一九頁。穗積博士、「親族法」三○四頁。谷口助教授、「日本親族法」二五九頁等。
- コトヲ得」と規定してゐる(民四二四條)。 債務者の爲した詐害行爲の取消関係も同様に解すべきであらう。民法は、この場合にも、詐害行爲の「取消ヲ裁判所ニ請求スル

條)を以て形成権と爲す見解となつて現はれてゐる。との解釈は、條文に明かに「減殺(買取、增減)ヲ請求スルコト七)を以て形成権(四條))、借地法、借家法の規定する建物造作等の買取請求権(僭地四條、)、賃料の增減請求権 (條、借家日) き形成権と解し、その訴を以て確認の訴と做したのでは、裁判所が、当事者の申立に拘束せられずに、その金額を裁定 ヲ得」とあることを無視し、解釈論として妥当を欠くばかりでなく、之れを一方的意思表示に依りて権利変動を生ずべ 以上の如き、判決の設権的效力を無視し、凡べて当事者間の権利、義務関係としてのみ理解せんとする態度は、更に遺

し得る関係に合理的説明を與へ得ない。

士、「增訂借地法借家法論」一三一頁、一八〇頁参照。 法叢二卷六號一三九頁)。 又借地法、 偕家法の規定する買取請求権竝に賃料の增減請求権を形成権たりとする点に付ては、薬師寺博

(一) 遺留分減殺請求権は、一般に之れを減殺権と云ひ、形成権と解する(近藤英吉氏、「相続法論下卷」一一五五頁、

山田博士、批判、

局、相手方が應諾しなければ、訴訟に依りその権利を実行する外はないのであつて、とれ等請求の訴に於て、 卽ち請求権であつて、形成権ではないが故に、裁判外に行使するも、形成権の如く旣存の権利関係を変更し得ない。 とれ等條文の規定する権利は、相手方に対し減殺 (買殺・增減)を請求する「旣存の権利関係の変更請求権」である。 裁判所は

判決に依り、 既存の権利関係を変更する。しかしそれは、國家権力に依りて変更し、若くは原告が変更権 (形成権)

Ξ

判

の效力

てとの場合の訴に於ける「訴訟の目的」は、 るのではなく、 当の見方であらう。との場合の判決は、被告の承諾に代はる点に於て給付判決に共通する点あるも、被告に承諾を命ず 存の権利関係の変更を請求し、裁判所が判決を以て旣存の権利関係を変更し、被告の承諾に代へると看るのが、 私法学上認めらる」「給付請求権」ではなく、訴訟法との関係に於て成立する別個の「変更請求権」である。 判決の設権的效力に依り、 既存の権利関係を変更せしむるのであるから、 前述の如く「既存の権利関係の変更請求権」である。請求権ではあるが、 これは創設判決である。 最も安

(一) 筆者は、嘗てはこの場合の権利を以て、裁判外には権利変更請求権であり、裁判上に於ては國家に対する形成要求権であると理 ;した。しかし裁判上、裁判外に於て権利の性格(並にその相手方)を異にすると看るのは、この権利の実体から離れた所論の如く へられたので、改めて本文の如き性格のものと解することにした。

場合、 する。而してその判決により齎される権利形成效は、一の場合には、專ら訴訟の目的たる「形成権」の效力に帰するが、 には省略に從ふ。要するに創設の訴の「訴訟の目的」には、 ( )裁判上行使を要する「形成権」 (して行使せられる) である | 臼國家に対する形成要求権」である場合、並に巨被告に対する旣存の権利関係の「変更請求権」である場合が存 との種の事例を索むれば、数多く見出し得る。しかしそれ等は、 他の機会に於て、稍、 詳細に論じたが故に、 爰

拙稿、実体法学と訴訟法学――その綜合的研究の必要――法律時報、昭和十七年九月號 (第一四卷九號)。

□、□の場合には、それは判決の設権的效力に基くものと看なければならない。

前逃(前段註一)の理由により、拙著、民事訴訟法、上卷(昭和二一年版)一一三頁以下に於て、新たに之れを加えた。

創設判決の有つ権利形成力の淵源を捜ぐるが如きことは、無用の詮鑿であるといはれるかも知れない。 あつて、その孰れの見解を執るとしても、 の訴の 「訴訟の目的」が何であるかは、 具体的事件に於て創設判決の有つ権利形成力に渝りはない。 実体法と訴訟法との相関々係に於て論証せらるべ しかしこの問題 との意味に於て き純理の 間

### $\overline{h}$

である。確認判決は、專らこの確定力に依り判決の目的(@利保護)を達成し、之れに判決の效力の重点を置ける処に、他 最後に「確定力」であるが、とれは前述の如く「法創定力」と共に、「法確定力」として、総べての判決の有つ処の效力

の類型の判決と区別せらる」特異性がある。

置く判決(確認判決)を求むる独立なる訴の類型となつたのである。 (三)(四)確定せられるならば、充分その目的が達成せられる。 その故に確認の訴は、給付の訴より岐れて、「法確定力」に重点を 確認判決を求むる訴は、確認の訴である。この確認の訴は、素、「承認の訴」(Anerkennungsklage)といひ、被告の

拙著原理一卷三七四頁。拙稿前揚、「訴と請求」Ⅰ(早法一七卷)九一頁。

- 拙著原理一卷三七六頁参照。
- 「確定」の字句は、旣に判決に対し不服を申立て得ない狀態を指称する術語として使用せられてゐるでで(例、民訴四二〇條一項)、 かくて現在に於ては「確認の訴」「確認判決」の名称は当らない。寧ろ「確定の訴」「確定判決」といふを適切とする。しかし
- それと混画を避くる爲め、一般に「確認の訴」、「確認例決」と称する。
- 〈四) この経過の詳細に付ては、拙稿訪掲、「訴と請求」I(早法一七卷)九〇頁以下参照。
- を有つ。 しかし判決は、総べて「法確定力」の外、「法創定力」を有つことは前述せし処であり、 即ち確認判決は、 争ひある権利若くは法律関係に付き「卽時確定の利益」の存することを必要と爲し、 確認判決も、亦、「法創定力」 事件が

裁 ớ 效 Ħ

判決の「法創定力」が存するものといはなければならない。殊に確認判決が、法律制度上、新たなる権利関係の形成を 爲される場合は、 と確認判決、從て創設の訴と確認の訴との区別が明確を欠き、学説・判例に一致せざるものを生じてゐる。 伴ふ場合には、その確認判決の有つ法創定力は、創設判決のそれと同じき権利形成力に外ならない。その故に創設判 判決に依る有権的確定を必要としない限り、原告の請求を棄却して、原告勝訴の確認判決を爲さない。 判決に因る有権的確定を必要とし、その必要が確認判決に因りて満されるのであるから、 從て確認判決の 其処に確認

(一) 拙著前揭原理一卷三八二頁以下。

あるも(大正一二・六・二、大民聯判、民集二卷三四五頁)、確認の訴と解するのが相當であちら(原理一卷三八八頁註七)。その 等)、私は之れを以て創設の訴と解する(原理一卷三八七頁)。又、土地境界確定の訴に付ては、之れを創設の訴と爲すものゝ如き判例 圓平氏、「相続回復請求の訴とその裁判」、 司法協会雑誌九卷九號。 安田幹太氏、「相続回復請求権の本質」同上一五卷三、四、 例へば相続回復の訴は、学説判例共に確認の訴と爲すのであるが(大正一五・一二・二五、大民三判決民集五卷九〇一頁。

むるものと看るべきであるから、訴名の如何に拘らず、それは創設の訴であり、從てその求むる処の判決は創設判決でな あるから、 ければならぬ。 上、不可欠の先行要件を爲す場合には、その権利若くは法律関係確定の訴は、当然、その確定に伴ふ権利形成をも併せ求 準を設くるのが至当である。然らば或る権利形成に付き、判決に依る特定の権利若くは法律関係の有権的確定が、 訴との間の区別は、 :ふに創設の訴は、專ら判決に依る権利形成を目的とする訴なのであるから、その判決が権利形成效を有つ処の確認の との判決を求むる相続回復の訴は、 亦、同様と考へる。 斯く解するならば、前述の相続無效判決は、正当相続人の相続回復の爲め不可欠の先行要件を爲すので 判決に依る権利形成效が、原告の請求の範囲に属し、從てそれが判決の内容を爲すか否かにその 反之、判決に依る特定権利若くは法律関係の有権的確定が、或る権利形成を伴ふも、 判例並に通説に反し創設の訴といふととになる。株主総会決議無效の訴

それに対し不可欠の先行要件を爲さない場合には、その権利若くは法律関係確定の訴は、その確定に伴ふ権利形成を併 してとの判決の確定に因りて生ずる権利形成は、判決の内容とはならないのであつて、結局、 せ求むるものとは做し得ないから、それは確認の訴と看るべきであり、從てその求むる処の判決も確認判決である。 それは判決の「事実上 而

- 確認判決の形式にて権利形成效を必然的に伴ふことを、條文の上にで明かにせる場合もある(例、 素より創設判決でなければならね。 商一三八條)。その場合の判決
- 拙著原理一卷三八七頁参照。尙、私生子認知無效の訴が、創設の訴なる旨の判例がある(大正一一・三・二七、 大民二判決、 民
- (三) 描著原理一卷三八六頁参照。

集一卷一三七頁)。同様なる理由の下に正当と考へる。

(四) 揣著原理一卷三八八頁註七参照。

が故に、爰には省略する。従來、との旣判力を以て、実体法的性格のものと做す実体法的旣判力学說(materialrechtlicheが、との確定力を後訴に及ぼす関係を旣判力(Rechtskraft)といふ。旣判力の本質に付ては、旣に他の機会に於て述べたが、との確定力を後訴に及ぼす関係を旣判力(Rechtskraft)といふ。旣判力の本質に付ては、旣に他の機会に於て述べた 格を兼有するものと做さなければならぬ。(三)たが、旣判力は、改めて述ぶる迄もなく、実体法・訴訟法の綜合契機たる判決の效力なるが故に、実体的並に訴訟的性たが、旣判力は、改めて述ぶる迄もなく、実体法・訴訟法の綜合契機たる判決の效力なるが故に、実体的並に訴訟的性 Rechtskrafttheorie)と、それを訴訟的性格のものと看る訴訟的旣判力学說(prozessuale Rechtskrafttheorie)と対立し 次に確認判決は、その確定力に因り、同一事件に付ての將來の紛爭を防止する機能を有つことは前述せし如くである

- (一) 拙稿、確定判決の旣判力――その意義竝に本質(早稻田法学第一九卷所載)。
- 一) 拙稿前掲、二五頁以下、竝に三三頁以下。

### 裁判の效力

(三) 拙稿前掲、五四頁以下。

基く法確定力は、総べての判決の有つ特性なのであるから、旣判力も、亦、独り確認判決のみに限らる」ものではない。 を生ずる。との点に異論はない。 即ち給付判決は、主として命令裁判に基く執行力に依り、其の権利保護の目的を達成するも、尙、その命令裁判の論理 的前提として、訴訟の目的たる権利 その主目的を予防司法に置き、專らこの旣判力に依りてその目的を達成するのであるが、 (給付請求権)の存在を確定し、その確定は、同一事件に付ての後訴に対し旣判力 既判力の仍て

(一) 拙著原理一卷三五三頁零照。

しても、その確定に伴ふ旣判力を及ぼすべき対象を欠く。しかしそれなるが故に、創設判決には確定力並に旣判力なし(一) 件を再訴に依り爭ふの余地を存しない。從て創設判決は、訴訟の目的たる形成権若くは形成要求権の存在を確定したと 意図する権利形成は、創設判決の確定に依り直ちに実現せられるのであるから、他の類型の訴に於けるが如く、 とはいひ難いであらう。結局、創設判決に旣判力を認めるか否かは、言葉の上の爭ひに止まる。 かる效果を有つ論理的前提として、訴訟の目的たる形成権若くは形成要求権の存在が確定せられる。しかし創設の訴の しかし創設判決に付ては、事情稍異なる。創設判決は、その判決の内容として権利形成の效果を有つのであるが、 同一事 か

Lehre von der materiellen Rochtskraft, im Ziv. Pr. 1930. S. 24 ff. 拙著原理一卷四一二頁。Rosenberg, L., Lehrbuch des deut. ZPR. 1931. S. 268.; Bötticher, E., Kritische Beiträge zur

### 六

判決の效力は、一般に「執行力」、「確定力」並に「創設力」に分ちて論じてゐる。しかしとの区分は、專ら実体法の

稿の胃頭に於て述べた処である。判決がとの二效力を有つ所以のものは、判決の依拠する法規範が、社会規範たると同 側面から 裁判の效力を看た制度技術的のものであり、本質的には、「法創定力」と「法確定力」とに分つべきことは本

時に裁判規範たる二重構造を有つことに由る。

それを有権的に宣言するのが判決の使命なのであつた。しかしその後、殊に最近の國際狀勢の示すが如く、國家がその 的に法宣言的效力、即ち「法確定力」にその效力を集中する。詳言すれば当該事件を規律する具体的社会規範を発見し、範としての機能を有つに止まつた。この点、旣に述べた処である。而して社会規範たる法規範に依拠する裁判は、必然 創定力」を增加することしなつた。換言すれば、事件の訴訟的解決が、判決の設権的效力に依拠する程度を昂めたので に侵透するに及むで、その結果として私法規範は、著しく裁判規範たる性格を昻め、從て判決は、その效力に於て「(三) 存立を全うするが爲めには、國民生活を統制し、把握するの必要を生じ、その爲め國家権力が、逐次、國民の私法生活 との間の事情は、 國家が國內の秩序維持の必要を超えて國民の私生活に介入しなかつた当時に於ては、私法規範は、專ら社会規(一) 確認の訴、 創設の訴が新たなる類型として成立するに至つた経過が、 之れを明瞭に示してゐ 法

- 九世紀の西歐國家は、 近世期に至る迄、図家はその存立の基礎を固むるに忙しく、國民生活に介入し、之れを指導統制する余裕を有たなかつた。 國的に於て自由放任主義を執る処にその特異性を有つた。 第十
- 判決により確定せられた債権の效力に外ならなかつた。 は、「仲裁判断」の性格を帶ぶると同時に、それは、被告に「これこれの債務」がある旨の「確認裁判」であつた。而して强制執行は ローマの市民法は、主として社会規範たる性格を有つ。その故に、この市民法により事件に対して爲す処のユーデックスの裁判
- 國家が、激烈な國際競争場裡に生きんが為め國民生活に介入する現象は、 愈々拍車を掛けられたのである 第一次世界大戦を契機とする國際関係不安定の增大に

判 Ø 效 Ħ

著原理一卷三七〇頁以下参照)。 確認の訴 創設の訴は、共に判決の設権的效力に依る当事者の権利保護を目的として、独立なる訴の類型となれるものである 細

は 方法論的に余りに素朴である。本稿は、新たなる立場に於ける裁判本質論の序說として、從來の裁判效力論を批判する 判の本質的究明に遡り、且つあらゆる角度からその研究の歩を進めなければならないのであつて。從來の裁判效力論は、 と共に、私の懷抱する理論の素描を示したものである。 り、多くは本質論に及むでゐない。訴訟は、裁判を目的とし、裁判の爲めに展開せられるのであるから、裁判の效力論 執行力、確定力(旣判力)並に創設力のそれぞれにつき、個別にその理論を築き上げた。その爲め個別決定的の理論に畢 從來の裁判效力論は、以上述ぶるが如き裁判機能の発展過程には全く無関心にて、純槪念的に、 訴訟法学に於て重要の地位を占むると同時に、その関聯する処が廣汎である。須らく今後の裁判效力論は、更に裁 制度技術的区分たる

を捉へたる努力の著作と謂ひ得る。氏の処論に対する卑見に付ては、拙著及び拙稿 言でない。我が國にては、前大審院判事中島弘道氏が、その著「裁判の創造性原理」(昭和十六年)に於て、 **效力論を展開せしめてゐる。その處論には、方法論に缺陷があり、從てその考察の結果に付き妥当を欠くものあるも、** 從來、旣判力論に付ては、相當、深みある研究が行はれてゐた。しかし裁判の效力一般論(本質論)に付ては未開拓と謂ふも過 (前掲)参照。 新たなる立場に於て裁判